IFRS Sustainability

2023年6月

IFRS S2号

IFRS®サステナビリティ開示基準

気候関連開示

国際サステナビリティ基準審議会

SSBJ FASF

IFRS S2号

気候関連開示

IFRS S2 *Climate-related Disclosures* together with its accompanying documents is issued by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© IFRS Foundation 2023

Reproduction and use rights are strictly limited to personal non-commercial use, such as corporate disclosure.

Any other use, such as – but not limited to – reporting software, investment analysis, data services and product development is not permitted without written consent. Please contact the Foundation for further details at sustainability_licensing@ifrs.org.

All rights reserved.

This Japanese translation of the IFRS S2 *Climate-related Disclosures* has been prepared by the Financial Accounting Standards Foundation (FASF), the mother organisation of the Sustainability Standards Board of Japan (SSBJ) and approved by a Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is published by the FASF in Japan with the permission of the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®', 'SIC®' and SASB®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

IFRS S2号

気候関連開示

IFRS S2 号「気候関連開示」は、その付属文書とともに国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表している。

注意書き：　適用される法律が認める範囲で、ISSB及びIFRS財団（当財団）は、本出版物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求若しくは損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む。）に関するものであれ、拒絶する。

本出版物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきではない。

© IFRS財団 2023

複製及び使用の権利は、企業開示などの個人的な非商業的使用に厳しく制限されている。

報告用ソフトウェア、投資分析、データ・サービス、製品開発など（ただし、これらに限定されない。）その他の使用は、書面による同意がない限り認められない。詳細については当財団に連絡されたい（sustainability_licensing@ifrs.org）。

不許複製・禁無断転載

IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を傘下に置く財務会計基準機構（FASF）により作成され、IFRS財団が指名したレビュー委員会が承認している。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本において財務会計基準機構により出版される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は、世界中で登録された商標を有しており、これには‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB®ロゴ, ‘IFRIC®, ‘IFRS®’, the IFRS®ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs®ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’, ‘SIC®’ 及び ‘SASB®’ が含まれている。当財団の登録商標の詳細については、請求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所をColumbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London E14 4HDに置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。

目　　次

開始する項

IFRSサステナビリティ開示基準書S2号
気候関連開示

目　的 …… 1
範　囲 …… 3
コア・コンテンツ …… 5
　ガバナンス …… 5
　戦　略 …… 8
　リスク管理 …… 24
　指標及び目標（targets） …… 27
付　録
　A　用語の定義
　B　適用ガイダンス
　C　発効日及び経過措置
ISSBによるIFRS S2号（2023年6月公表）の承認

下記の付属ガイダンス及び補足資料については、本版のPart B参照

例示的ガイダンス
設　例
IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス

結論の根拠については、本版のPart C参照

結論の根拠

© IFRS Foundation

IFRS S2号「気候関連開示」は、第1項から第37項及び付録Aから付録Cに示されている。すべての項は同等の権威を有する。**太字**で表示している項は主要な原則を示している。付録Aで定義された用語は、本基準書で初出の際には下線付（原文は斜体）で表示している。他の用語の定義は、他のIFRSサステナビリティ開示基準に示している。本基準書は、その目的、結論の根拠及びIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に照らして解釈すべきである。

© IFRS Foundation

IFRS S2号

気候関連開示

目　的

1　　IFRS S2号「気候関連開示」の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することにある[1]。

2　　本基準は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。本基準の目的において、これらのリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会」という。

範　囲

3　　本基準は、次の事項に適用される。

(a) 企業がさらされている気候関連のリスク。すなわち、次のことをいう。

(i) 気候関連の物理的リスク

(ii) 気候関連の移行リスク

(b) 企業が利用可能な気候関連の機会

4　　企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ない気候関連のリスク及び機会は、本基準の範囲外である。

コア・コンテンツ

ガバナンス

5　　ガバナンスに関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。

6　　この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(a) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関（取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。）又は個人。具体的には、企業は、その機関又は個人を特定し、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

[1] 本基準全体を通じて、「主要な利用者」と「利用者」という用語は、同じ意味で互換的に使用されている。

© IFRS Foundation

(i) 気候関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関又は個人に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか

(ii) その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか

(iii) その機関又は個人に、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているか

(iv) その機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（その機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。）

(v) その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標（targets）の設定をどのように監督し、それらの目標（targets）に向けた進捗をどのようにモニタリングしているのか（第33項から第36項参照）（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む（第29項(g)参照）。）

(b) 気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割。これには、次の事項に関する情報を含む。

(i) 当該役割が具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているか

(ii) 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

7 第6項の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（IFRS S1号）に従い、企業は、不必要な重複を避けなければならない（IFRS S1号B42項(b)参照）。例えば、企業は、第6項で要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会それぞれについての個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより重複を避けることになる。

戦　略

8 **戦略に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。**

9 具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

(a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会（第10項から第12項参照）

© IFRS Foundation

(b) それらの気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）（第13項参照）

(c) それらの気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）（当該企業の気候関連の移行計画についての情報を含む。）（第14項参照）

(d) それらの気候関連のリスク及び機会が報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）、並びに、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）（それらの気候関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に組み込まれているかを考慮する。）（第15項から第21項参照）

(e) 気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンス（識別された気候関連のリスク及び機会を考慮する。）（第22項参照）

気候関連のリスク及び機会

10 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を記述する。

(b) 企業が識別した気候関連のリスクのそれぞれについて、当該リスクを企業が気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれと考えているかを説明する。

(c) 企業が識別した気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、当該気候関連のリスク及び機会の影響（effects）がどのような時間軸（短期、中期又は長期）において発生すると合理的に見込み得るかを特定する。

(d) 企業がどのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義し、これらの定義がどのように企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを説明する。

11 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報（過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想（forecasts）に関する情報を含む。）を用いなければならない。

12 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

13 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示

© IFRS Foundation

しなければならない。

(a) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）の記述

(b) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているか（例えば、地域、施設及び資産の種類）の記述

戦略及び意思決定

14 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか（企業が設定した気候関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）をどのようにして達成する計画であるかを含む。）に関する情報。具体的には、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(i) 気候関連のリスク及び機会に対処するための企業のビジネス・モデル（資源配分を含む。）に対する現在の及び予想される（anticipated）変更（例えば、これらの変更には、炭素、エネルギー又は水を多用する事業を管理又はやめる計画、需要又はサプライ・チェーンの変化から生じる資源配分、資本的支出又は研究開発に関する追加的支出を通じた事業開発から生じる資源配分、及び買収又はダイベストメントを含む。）

(ii) 現在の及び予想される（anticipated）直接的な緩和及び適応の取組み（例えば、生産プロセス又は設備の変更、施設の移転、労働力（workforce）の調整、及び製品仕様の変更を通じて）

(iii) 現在の及び予想される（anticipated）間接的な緩和及び適応の取組み（例えば、顧客及びサプライ・チェーンとの協働を通じて）

(iv) 企業が気候関連の移行計画を有している場合の当該移行計画（移行計画の作成に用いた主要な（key）仮定及び移行計画が依拠する依存関係に関する情報を含む。）

(v) 第33項から第36項に従って記述された、気候関連の目標（targets）（温室効果ガス排出目標（targets）を含む。）がある場合、企業は、当該目標（targets）をどのように達成することを計画しているか

(b) 第14項(a)に従って開示される活動について、企業がどのように資源を確保しているか、また、どのように確保する計画であるかに関する情報

(c) 第14項(a)に従って過去の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報

財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー

15 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

© IFRS Foundation

(a) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）（現在の財務的影響（effects））

(b) 気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮したうえで、気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）（予想される（anticipated）財務的影響（effects））

16 具体的には、企業は、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

(a) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えた（affected）か

(b) 翌年次報告期間中に関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクがある、第16項(a)において識別された気候関連のリスク及び機会

(c) 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財政状態について、どのように変化すると見込んでいるか。これには、次の事項を考慮する。

(i) 企業の投資計画及び処分計画（例えば、資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、事業変革、イノベーション、新たな事業領域並びに資産の除却についての計画）。企業が契約上約束していない計画を含む。

(ii) 企業の戦略を遂行するために計画している資金源

(d) 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財務業績及びキャッシュ・フローについて、どのように変化すると見込んでいるか（例えば、低炭素経済に即した製品及びサービスによる売上高の増加、気候事象から生じる資産への物理的な損害から生じるコスト、並びに気候への適応又は緩和に関連する費用）

17 定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。

18 気候関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる。

(b) それらの開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチを用いる。

19 企業が次のいずれかであると判断する場合、企業は、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない。

(a) 影響（effects）が区分して識別できない。

© IFRS Foundation

(b) 影響（effects）を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない。

20 また、企業が定量的情報を提供するスキル、能力（capabilities）又は資源を有していない場合、企業は、気候関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない。

21 企業が、第19項から第20項に示す条件（criteria）を適用し、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はないと判断する場合、企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 企業が定量的情報を提供していない理由を説明する。

(b) それらの財務的影響（effects）に関する定性的情報を提供する（気候関連のリスク又は機会が影響を与える（affected）可能性が高いか、又は影響を与えた（affected）、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）。

(c) その気候関連のリスク又は機会と、他の気候関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する（複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）。

気候レジリエンス

22 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえで、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、企業自身の気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない（B1項からB18項参照）。定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 報告日時点における企業の気候レジリエンスの評価。これは、一般目的財務報告書の利用者が、次の内容を理解できるようにしなければならない。

(i) 企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響（implications）がある場合、当該影響（implications）（企業が、気候関連のシナリオ分析において識別された影響（effects）に、どのように対応する必要があるかを含む。）

(ii) 企業の気候レジリエンスの評価において考慮された重大な（significant）不確実性の領域

(iii) 気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり、企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力（capacity）。これには、次の事項を含む。

(1) 気候関連のシナリオ分析において識別された影響（effects）に対応する（気候関連のリスクに対処すること及び気候関連の機会を利用することを含む。）ための、企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性

(2) 既存の資産を再配置、再利用、性能向上（upgrade）又は廃棄する企業の能力

© IFRS Foundation

（ability）

(3) 気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響（effect）

(b) どのように、また、いつ、気候関連のシナリオ分析を実施したのか。これには、次の事項を含む。

(i) 企業が用いたインプットに関する情報。これには、次の事項を含む。

(1) 企業が分析に用いた気候関連のシナリオ及びそれらのシナリオの情報源

(2) 分析に多様な範囲の気候関連のシナリオを含めたかどうか

(3) 分析に用いた気候関連のシナリオは、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに関連するものか

(4) 企業が用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連のシナリオが含まれるかどうか

(5) 企業が選択した気候関連のシナリオが、気候関連の変化、進展又は不確実性に対する当該企業のレジリエンスの評価に関連すると判断した理由

(6) 企業が分析に用いた時間軸

(7) 企業が分析に用いた事業の範囲（例えば、分析に用いられた事業の所在地及び事業単位）

(ii) 企業が分析において前提とした主要な（key）仮定。これには、次の事項に関する仮定を含む。

(1) 企業が事業を営む法域における気候関連の政策

(2) マクロ経済のトレンド

(3) 国又は地域レベルの変数（例えば、地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ及び天然資源の利用可能性）

(4) エネルギーの使用及びエネルギー構成

(5) 技術の進展

(iii) 気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間（B18項参照）

23 第13項から第22項の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は、第29項に記載されているような産業横断的指標カテゴリー、及び第32項に記載されているような「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

リスク管理

24 **リスク管理に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリ**

© IFRS Foundation

スク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングする企業のプロセス（それらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、統合され、情報をもたらす場合、どのように統合され、情報をもたらすかを含む。）を理解できるようにすることにある。

25 この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(a) 企業が気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針。これには、次の事項に関する情報を含む。

(i) 企業が用いるインプット及びパラメータ（例えば、データ・ソース及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報）

(ii) 企業が気候関連のリスクの識別に情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているか

(iii) それらのリスクの影響（effects）の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか（例えば、企業が定性的要因、定量的閾値又はその他の規準（criteria）を考慮しているかどうか）

(iv) 企業が他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、また、優先順位付けしている場合、どのように優先順位付けしているか

(v) 企業が気候関連のリスクをどのようにモニタリングしているか

(vi) 過去の報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更したかどうか、また、変更した場合、どのように変更したか

(b) 企業が気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス（気候関連の機会の識別に情報をもたらすために、企業が気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報を含む。）

(c) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度及びどのように統合され、情報をもたらしているか

26 第25項の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、IFRS S1号に従い、企業は、不必要な重複を避けなければならない（IFRS S1号B42項(b)参照）。例えば、企業は、第25項で要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたリスク管理の開示を提供することにより重複を避けることになる。

指標及び目標（targets）

27 **指標及び目標（targets）に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した気候関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、**

© IFRS Foundation

当該目標（targets）に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

28　この目的を達成するため、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 産業横断的指標カテゴリー（第29項から第31項参照）に関連する情報

(b) 特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に関連する産業別の指標（第32項参照）

(c) 気候関連のリスクの緩和若しくはこれへの適応、又は気候関連の機会の利用のために、企業により設定された目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）（これにはガバナンス機関又は経営者が、これらの目標（targets）に向けた進捗を測定するために用いる指標を含む。）（第33項から第37項参照）

気候関連の指標

29　企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。

(a) 温室効果ガス ― 企業は、次のことを行わなければならない。

(i) CO_2相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示する（B19項からB22項参照）。これは、次のように分類する。

(1) 「スコープ1」の温室効果ガス排出

(2) 「スコープ2」の温室効果ガス排出

(3) 「スコープ3」の温室効果ガス排出

(ii) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って企業の温室効果ガス排出を測定する。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合を除く（B23項からB25項参照）。

(iii) 温室効果ガス排出を測定するために企業が用いたアプローチを開示する（B26項からB29項参照）。これには、次の事項を含む。

(1) 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定

(2) 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定を企業が選択した理由

(3) 報告期間において当該測定アプローチ、インプット及び仮定に対して企業が変更を行った場合、その内容及び変更の理由

(iv) 第29項(a)(i)(1)から(2)に従い開示される「スコープ1」の温室効果ガス排出及び「スコープ2」の温室効果ガス排出について、排出を次のように分解する。

© IFRS Foundation

(1) 連結会計グループ（例えば、「IFRS会計基準」を適用している企業については、このグループは親会社及びその連結子会社で構成される。）

(2) 第29項(a)(iv)(1)から除外されるその他の投資先（例えば、「IFRS会計基準」を適用している企業については、これらの投資先には関連会社（associates）、共同支配企業及び非連結子会社が含まれる。）

(v) 第29項(a)(i)(2)に従って開示される「スコープ2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該情報を提供する（B30項からB31項参照）。

(vi) 第29項(a)(i)(3)に従って開示される「スコープ3」の温室効果ガス排出については、B32項からB57項を参照し、次の事項を開示する。

(1) 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されている「スコープ3」カテゴリーに従い、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリー

(2) 企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出又は企業の投資に関連する排出（ファイナンスド・エミッション）に関する追加的な情報（B58項からB63項参照）

(b) 気候関連の移行リスク — 気候関連の移行リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(c) 気候関連の物理的リスク — 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(d) 気候関連の機会 — 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(e) 資本投下 — 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値

(f) 内部炭素価格 — 企業は、次の事項を開示しなければならない。

(i) 企業が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）についての説明

(ii) 企業が企業自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格

(g) 報酬 — 企業は、次の事項を開示しなければならない。

(i) 気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか、また、組み込まれている場合、どのように組み込まれているのかについての記述（第6項(a)(v)も参照）

(ii) 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結び付いているもののパーセンテージ

© IFRS Foundation

30 第29項(b)から(d)の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。

31 第29項(b)から(g)の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は、B64項からB65項を参照しなければならない。

32 企業は、1つ以上の特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に関連する産業別の指標を開示しなければならない。企業が開示する産業別の指標を決定するにあたり、企業は、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に記述されている産業別の開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

気候関連の目標（targets）

33 企業は、戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標（targets）並びに法令により満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）を開示しなければならない。これらの目標（targets）には、温室効果ガス排出目標（targets）を含む。目標（target）のそれぞれについて、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 目標（target）を設定するために用いる指標（B66項からB67項参照）

(b) 目標（target）の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）

(c) 目標（target）が適用される企業の部分（例えば、目標（target）が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位又は特定の地理的地域など）に適用されるのか）

(d) 目標（target）が適用される期間

(e) 進捗が測定される基礎となる期間（base period）

(f) 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標（targets）

(g) 目標（target）が定量的である場合、それが絶対量目標（absolute target）か、原単位目標（intensity target）か

(h) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）が目標（target）にどのように情報をもたらしたか

34 企業は、目標（target）のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ、及び目標（target）のそれぞれに対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しなければならない。これには、次の事項を含む。

(a) 目標（target）及び目標（target）設定についての方法論が第三者によって認証されたかどうか

(b) 目標（target）をレビューする企業のプロセス

(c) 目標（target）の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標

© IFRS Foundation

(d) 該当ある場合、目標（target）の見直し及びそれらの見直しの説明

35 企業は、気候関連の目標（target）のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化についての分析に関する情報を開示しなければならない。

36 第33項から第35項に従って開示される、温室効果ガス排出目標（target）のそれぞれについて、企業は次のことを開示しなければならない。

(a) どの温室効果ガスが目標（target）の対象となっているか

(b) 「スコープ1」、「スコープ2」又は「スコープ3」の温室効果ガス排出が目標（target）の対象となっているかどうか

(c) 目標（target）がグロス温室効果ガス排出目標（target）か、ネット温室効果ガス排出目標（target）か。企業がネット温室効果ガス排出目標（target）を開示する場合、関連するグロス温室効果ガス排出目標（target）についても別個に開示しなければならない（B68項からB69項参照）。

(d) 目標（target）がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか

(e) ネット温室効果ガス排出目標（target）がある場合、当該目標（target）を達成するために温室効果ガス排出をオフセットすることを目的とした、企業によるカーボン・クレジットの計画された使用。企業は、カーボン・クレジットの計画された使用について説明するにあたり、B70項からB71項を参照し、次の事項を含む情報を開示しなければならない。

(i) ネット温室効果ガス排出目標（target）を達成するために、カーボン・クレジットの使用に依拠する程度及びどのように依拠するか

(ii) どの第三者スキームによって当該カーボン・クレジットが検証又は認証されるか

(iii) カーボン・クレジットの種類（基礎となるオフセットが、自然に基づくものなのか、技術的な炭素除去に基づくものなのか、また、基礎となるオフセットが達成されるのは、炭素削減によるものか、炭素除去によるものかを含む。）

(iv) 企業が使用することを計画するカーボン・クレジットの信頼性（credibility）及び十全性（integrity）を一般目的財務報告書の利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）

37 第33項から第34項に記述された目標（target）を設定し、その達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を識別し、開示するにあたり、企業は、産業横断的指標（第29項参照）及び産業別の指標（第32項参照）（適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」に記述されているもの又はIFRS S1号の要求事項を満たす他の指標を含む。）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

© IFRS Foundation

付録A

用語の定義

この付録は、IFRS S2号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

カーボン・クレジット（carbon credit）

カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、**温室効果ガス**の排出削減又は除去を表す排出単位。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。

気候レジリエンス（climate resilience）

気候関連の変化、進展又は不確実性に対して調整する企業の能力（capacity）。気候レジリエンスには、**気候関連のリスク**を管理し、**気候関連の機会**から便益を享受する能力（capacity）（**気候関連の移行リスク**及び**気候関連の物理的リスク**に対応し、適応する能力（capacity）を含む。）が含まれる。企業の気候レジリエンスには、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略上のレジリエンス及び事業上のレジリエンスの両方が含まれる。

気候関連の物理的リスク（climate-related physical risks）

気候変動からもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ又は熱波などの気象関連の事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。慢性の物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失及び土壌の生産性の変化をもたらす可能性がある降水量及び気温の変化を含む気候パターンの長期的な変化から生じる。

これらのリスクは、資産への直接的な損害又はサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響（effects）の結果として生じるコストなど、企業に財務的影響（implications）を与える可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達及び品質の変化により影響を受ける（affected）可能性があり、また、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康及び安全に影響を与える（affecting）極端な気温の変化によっても影響を受ける（affected）可能性がある。

気候関連のリスク及び機会（climate-related risks and opportunities）

気候関連のリスクとは、気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響（effects）をいう。これらのリスクは、**気候関連の物理的リスク**及び**気候関連の移行リスク**に分類される。

気候関連の機会とは、企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響（effects）をいう。気候変動を緩和し、適応するための取組みは、企業に気候関連の機会を生み出すことがある。

© IFRS Foundation

気候関連の移行計画（climate-related transition plan）

温室効果ガス排出の削減などの活動を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標（targets）、活動又は資源を示した企業の全体的な戦略の一側面

気候関連の移行リスク（climate-related transition risks）

低炭素経済に移行する取組みから生じるリスク。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及びレピュテーション・リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制による事業コストの増加又は資産の減損など、企業にとって財務的影響（implications）をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、顧客の需要の変化並びに新たな技術の開発及び導入により影響を受ける（affected）可能性がある。

CO_2相当（CO_2 equivalent）

それぞれの**温室効果ガス**の**地球温暖化係数**を示す普遍的な測定単位であり、二酸化炭素の**地球温暖化係数**を1単位として用いて表される。本単位は、さまざまな**温室効果ガス**の放出（releasing）（又は放出（releasing）の回避）を共通の基準（basis）で評価するために使用される。

ファイナンスド・エミッション（financed emissions）

企業が行う融資及び投資に関連して、投資先又は相手方の温室効果ガスの総排出のうち、当該融資及び投資に帰属する部分。これらの排出は「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に定義されているとおり、「スコープ3」の「カテゴリー15」（投資）の一部である。

地球温暖化係数（global warming potential）

1単位の特定の**温室効果ガス**が放射強制力に与えるインパクト（大気への悪影響（harm）の度合い）について、1単位の二酸化炭素の放射強制力に与えるインパクトと比較して説明する係数

温室効果ガス（greenhouse gases）

「京都議定書」に記載されている7つの温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF_3）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF_6）

間接的な温室効果ガス排出（indirect greenhouse gas emissions）

企業の活動の結果（consequence）であるものの、別の企業が所有又は支配する排出源から生じる排出

内部炭素価格（internal carbon price）

投資、生産及び消費のパターンの変化並びに潜在的な技術上の進歩及び将来の排出削減コストの財務的影響（implications）を評価するために企業が使用する価格。企業は、内部炭素価格を、さまざま

© IFRS Foundation

な事業の応用に使用することができる。企業がよく使用する内部炭素価格には、次の2種類がある。

(a) シャドー・プライス、すなわち、理論上のコスト又は名目上の金額であり、企業はそれを請求しないものの、リスクの影響（impacts）、新たな投資、プロジェクトの正味現在価値、及びさまざまな取組みの費用対効果など、経済的な影響（implications）又はトレードオフを理解するために使用することができるもの

(b) 内部税又は手数料、すなわち、事業活動、製品ライン、又は他の事業単位に対して、**温室効果ガス**排出に基づいて請求される炭素価格（これらの内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似している。）

気候変動に関する最新の国際協定（latest international agreement on climate change）

気候変動に対処するための「国連気候変動枠組条約」の締約国としての、国家間の協定。この協定は、**温室効果ガス**削減の規範及び目標（targets）を設定している。

「スコープ1」の温室効果ガス排出（Scope 1 greenhouse gas emissions）

企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な**温室効果ガス**排出

「スコープ2」の温室効果ガス排出（Scope 2 greenhouse gas emissions）

企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する**間接的な温室効果ガス排出**

購入及び取得した電気は、購入したか、又は企業の境界内に持ち込まれた電気である。「スコープ2」の温室効果ガス排出は、物理的には電気の生成された施設において発生する。

「スコープ3」の温室効果ガス排出（Scope 3 greenhouse gas emissions）

企業の**バリュー・チェーン**で発生する**間接的な温室効果ガス排出**（**「スコープ2」の温室効果ガス排出**に含まれないもの）であり、上流及び下流の両方の排出を含む。「スコープ3」の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」における、**「スコープ3」カテゴリー**を含む。

「スコープ3」カテゴリー（Scope 3 categories）

「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記載されているとおり、**「スコープ3」の温室効果ガス排出**は、次の15のカテゴリーに分類される。

(1) 購入した財及びサービス

(2) 資本財

(3) **「スコープ1」の温室効果ガス排出**又は**「スコープ2」の温室効果ガス排出**に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動

(4) 上流の輸送及び流通

(5) 事業において発生した廃棄物

(6) 出張

© IFRS Foundation

(7)　従業員の通勤

(8)　上流のリース資産

(9)　下流の輸送及び流通

(10)　販売した製品の加工

(11)　販売した製品の使用

(12)　販売した製品の廃棄処理

(13)　下流のリース資産

(14)　フランチャイズ

(15)　投資

他の基準で定義され、本基準において同じ意味で使用されている用語

ビジネス・モデル（business model）

企業の戦略上の目的を達成し、当該企業にとっての価値を生み出し、結果として短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出すことを目的とした、企業の活動を通じてインプットをアウトプット及び結果（outcomes）に変換する企業のシステム

開示トピック（disclosure topic）

「IFRSサステナビリティ開示基準」又は「SASBスタンダード」において示された、特定の産業における企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会

一般目的財務報告書（general purpose financial reports）

主要な利用者が企業への資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書。それらの意思決定には、次のいずれかに関する意思決定を伴う。

(a)　資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有

(b)　貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済

(c)　企業の経済的資源の利用に影響を与える（affect）当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える（influence）権利の行使

一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない。

実務上不可能である（impracticable）

企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合、その要求事項の適用は実務上不可能である。

一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）（primary users of general purpose financial reports（primary users））

© IFRS Foundation

現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者

バリュー・チェーン（value chain）

報告企業の**ビジネス・モデル**及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係の全範囲

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了（end-of-life）まで、企業が利用し依存する相互作用、資源及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、資源及び関係（人的資源（human resource）など）、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおける相互作用、資源及び関係（材料及びサービスの調達、製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。

© IFRS Foundation

付録B

適用ガイダンス

この付録は、IFRS S2号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

気候レジリエンス（第22項）

B1　第22項は、企業が企業自身の気候レジリエンスの評価にあたり、企業自身の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いることを要求している[2]。企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるような気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを用いることが要求される。B2項からB18項は、企業の気候レジリエンスを評価するために、企業がどのようにシナリオ分析を用いるかについてのガイダンスを提供している。具体的には、次のとおりである。

(a) B2項からB7項は、企業が企業自身の状況を評価するにあたり考慮しなければならない要因を示している。

(b) B8項からB15項は、企業が気候関連のシナリオ分析に対する適切なアプローチを決定するにあたり考慮しなければならない要因を示している。

(c) B16項からB18項は、企業が時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを決定するにあたり考慮する追加的な要因を示している。

状況の評価

B2　企業は、気候関連のシナリオ分析を実施する時点における企業の状況に見合った気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを用いなければならない（B3項参照）。企業は、企業自身の状況を評価するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。

(a) 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー（B4項からB5項参照）

(b) 気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源（B6項からB7項参照）

B3　企業は、企業自身の気候関連のシナリオ分析を実施するたびに、企業自身の状況を評価しなければならない。例えば、企業自身の戦略計画サイクルと整合するように3年ごとに気候関連のシナリオ分析を実施している企業（B18項参照）は、気候関連のシナリオ分析を実施するにあたり、その時点での気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー並びに利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を再度考慮することが要求される。

[2] 本適用ガイダンス（B1項からB18項）は、「気候関連財務開示タスクフォース」（TCFD）が公表した文書（「技術的補足文書：気候関連のリスク及び機会の開示におけるシナリオ分析の利用（2017年）」並びに「非金融会社のためのシナリオ分析に関するガイダンス（2020年）」を含む。）に概説されている実務の範囲を利用している。

© IFRS Foundation

気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー

B4　企業は、気候関連のシナリオ分析に用いるアプローチを決定するにあたり、企業自身の気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーを、企業自身の状況の評価において考慮しなければならない。この考慮は、気候関連のシナリオ分析に対する特定のアプローチを用いることによる潜在的な便益を理解するうえで、必要不可欠な文脈を提供するものである。例えば、気候関連のリスクに対するエクスポージャーの度合いが高い企業であれば、より定量的又は技術的に洗練された気候関連のシナリオ分析に対するアプローチは、当該企業及び一般目的財務報告書の利用者にとって、より大きな便益をもたらすこととなる。企業がさらされている気候関連のリスク及び機会がほとんどないか、比較的深刻度が低い場合、一般目的財務報告書の利用者は、定量的又は技術的に洗練された気候関連のシナリオ分析の便益を受ける可能性が低くなる。つまり、他のすべての条件が同じであれば、気候関連のリスク又は機会に対するエクスポージャーが大きい企業ほど、より技術的に洗練された形の気候関連のシナリオ分析が要求されていると企業が判断する可能性が高くなる。

B5　本基準は、企業がさらされている気候関連のリスク及び機会の識別（第10項参照）並びにそれらのリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために企業が用いるプロセスに関する情報の開示（第25項参照）を要求している。企業が第10項及び第25項に従って開示する情報は、企業自身の気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーを考慮するにあたり、情報をもたらすことができる。

利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源

B6　企業は、気候関連のシナリオ分析に用いる適切なアプローチを決定するにあたり、利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を考慮しなければならない。これらのスキル、能力（capabilities）及び資源には、内部及び外部の両方のスキル、能力（capabilities）及び資源が含まれる場合がある。企業の利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源は、気候関連のシナリオ分析に対する特定のアプローチによって要求される潜在的なコスト及び取組みのレベルを企業が検討するのに情報をもたらすための文脈を提供する。例えば、企業自身の気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析の使用を探究し始めたばかりの企業の場合、過大なコストや労力をかけずに気候関連のシナリオ分析のための定量的又は技術的に洗練されたアプローチを用いることができない場合がある。誤解を避けるために記すと、企業が資源を利用可能である場合、企業は必要なスキル及び能力（capabilities）を入手又は開発するための投資を行うことができる。

B7　気候関連のシナリオ分析は、資源集約的である場合があり、反復的な学習プロセスを通じて、複数の計画サイクルにわたって開発され、精緻化される場合がある。企業が気候関連のシナリオ分析を繰り返すに従い、時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを強化することを可能にするスキル及び能力（capabilities）が開発される可能性が高い。例えば、企業が気候関連のシナリオ分析をまだ用いていない場合又は気候関連のシナリオ分析があまり用いられていない産業に参加している場合、企業は、企業自身のスキル及び能力（capabilities）を開発するためにより多くの時間を必要とする場合がある。対照的に、気候関連のシナリオ分析が確立された実務であるような産業（例えば、採掘及び鉱物加工）に属している企業は、企業自身の経験を通じて、企業自身のスキル及び能力（capabilities）を強化していることが見込

© IFRS Foundation

まれる。

適切なアプローチの決定

B8　企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるような気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを決定しなければならない。アプローチの決定は、企業の気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー（B4項からB5項参照）並びに企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源（B6項からB7項参照）の評価に基づいて行わなければならない。そのような決定を行うことには、次の事項を伴う。

(a) 気候関連のシナリオ分析に対するインプットの選択（B11項からB13項参照）

(b) 気候関連のシナリオ分析をどのように実施するかについて分析上の選択を行うこと（B14項からB15項参照）

B9　合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想（forecasts）に関する情報が含まれる。また、定量的又は定性的情報並びに外部の情報源から入手した情報又は内部で所有若しくは開発した情報も含まれる。

B10　企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるように、インプット及び分析上の選択の組み合わせを決定するために判断を用いることが必要となる。要求される判断の程度は、詳細な情報の利用可能性に依存する。時間軸が長くなり、詳細な情報の利用可能性が低下するに従い、要求される判断の程度は高くなる。

インプットの選択

B11　企業が気候関連のシナリオ分析に用いるインプットを選択するにあたり、企業は、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報（シナリオ、変数及びその他のインプットを含む。）を考慮しなければならない。シナリオ分析に用いられるインプットは、定量的又は定性的情報並びに外部の情報源から入手した情報又は内部で開発した情報が含まれる場合がある。例えば、権威ある情報源から一般に利用可能な気候関連のシナリオで、将来のトレンド及びさまざまなもっともらしい（plausible）結果への道筋を記述しているものは、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能とみなされる。

B12　気候関連のシナリオ分析に用いるシナリオ、変数及びその他のインプットを選択するにあたり、企業は、例えば、権威ある情報源から一般にかつ自由に利用可能な、1つ以上の気候関連のシナリオ（国際的なシナリオ及び地域的なシナリオを含む。）を用いる場合がある。企業は、特定のシナリオ又はシナリオのセットを用いるにあたり、合理的で裏付け可能な基礎を有していなければならない。例えば、排出が規制されている（又は将来規制される可能性が高い。）法域に事業が集中している企業は、低炭素経済への秩序ある移行又は気候変動に関する最新の国際協定に対する関連する法域のコミットメントと整合的なシナリオを用いて分析を実施することが適切であると判断する場合がある。また、例えば、物理的な気候関連のリスクに対するエクスポージャーが大きい企業は、現在の政策を考慮した、地域に特化した気候関連のシナリオを用いて分析を実施することが適切であると判断する場合がある。

© IFRS Foundation

B13　企業は、選択されたインプットが合理的で裏付け可能であるかどうかを検討するにあたり、一般目的財務報告書の利用者が、企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえで、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示することを要求している第22項の目的を考慮しなければならない。これは、企業の気候関連のシナリオ分析に対するインプットは、企業の状況、例えば、企業が行う特定の活動及びそれらの活動の地理的な所在地に関連したものでなければならないことを意味する。

分析上の選択の実施

B14　企業のレジリエンスの評価は、気候関連のシナリオ分析に対する個々のインプットのみならず、分析を実施するにあたりそれらのインプットを組み合わせて得られる情報によっても情報がもたらされる。企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるように、分析上の選択（例えば、定性的な分析を用いるか、定量的なモデル化を用いるか）を優先順位付けしなければならない。例えば、企業が、過大なコストや労力をかけずに、ある結果（outcome）（例えば、摂氏1.5度の結果（outcome））に関連して複数の炭素価格の道筋を組み込むことができる場合、そのようなアプローチが企業のリスク・エクスポージャーによって正当化されると仮定すれば、この分析は、企業のレジリエンスの評価を強化する可能性が高い。

B15　多くの場合、定量的情報によって、企業は、気候レジリエンスについて、より頑健な評価を実施することができるようになる。しかし、定性的情報（シナリオの記述を含む。）は、単独でも定量的データと組み合わせても、企業のレジリエンスの評価に関して合理的で裏付け可能な基礎を提供することがある。

追加の考慮事項

B16　気候関連のシナリオ分析は、実務が発展途上であるため、企業が用いるアプローチは時間の経過とともに変化する可能性が高い。B2項からB7項において記述されているとおり、企業は、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー並びにシナリオ分析のために利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を含む、企業の具体的な状況に基づいて、気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを決定しなければならない。また、それらの状況は、時間の経過とともに変化する可能性が高い。したがって、企業の気候関連のシナリオ分析に対するアプローチは、報告期間又は戦略計画サイクルの間で同じである必要はない（B18項参照）。

B17　企業は、当該企業の状況に照らして適切なアプローチである場合、気候関連のシナリオ分析に対して、定性的なシナリオの記述など、より単純なアプローチを用いることがある。例えば、企業が現在、定量的な気候関連のシナリオ分析を実施するスキル、能力（capabilities）又は資源を有していないものの、気候関連のリスクに対するエクスポージャーが大きい場合、最初は気候関連のシナリオ分析に対してより単純なアプローチを用いることがあるが、経験を通じて能力（capabilities）を積み重ね、時間の経過とともに、気候関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用することになる。気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーが大きく、必要なスキル、能力（capabilities）又は資源を利用できる企業は、気候関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用することが要求される。

© IFRS Foundation

B18　第22項は、各報告日時点で気候レジリエンスに関する情報を開示することを企業に要求しているが、企業は、複数年の戦略計画サイクル（例えば、3年から5年ごと）を含む戦略計画サイクルに沿って、気候関連のシナリオ分析を実施する場合がある。そのため、企業が毎年、シナリオ分析を実施していない場合、報告期間によっては、第22項(b)に従った企業の開示が、前報告期間から変更されないことがある。企業は、最低限、企業自身の戦略計画サイクルに沿って、気候関連のシナリオ分析を更新しなければならない。しかし、気候の不確実性が企業のビジネス・モデル及び戦略に与える影響（implications）に関する更新された洞察を反映するため、企業のレジリエンスの評価は毎年実施することが要求される。したがって、第22項(a)に従った企業の開示、すなわち、企業のレジリエンス評価の結果（results）は、各報告期間に更新されなければならない。

温室効果ガス（第29項(a)）

温室効果ガス排出

特定の状況における、企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用の容認

B19　企業は、バリュー・チェーン上の一部又は全部の企業と異なる報告期間を有する場合がある。そのような差異は、企業の報告期間における、バリュー・チェーン上のこれらの企業の温室効果ガス排出に関する情報が、企業が企業自身の開示に用いるために容易に利用可能でない場合があることを意味する。そのような状況において、情報が企業の報告期間と異なる報告期間を有するバリュー・チェーン上の各企業から入手したものである場合、企業は、第29項(a)(i)に従って、企業自身の報告期間と異なる報告期間の情報を使用し、企業自身の温室効果ガス排出を測定することが容認される。ただし、次の事項を満たすことを条件とする。

(a)　企業が、企業自身の温室効果ガス排出を測定し、開示するために、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近の（the most recent）データを使用する。

(b)　報告期間の長さが同じである。

(c)　企業が、バリュー・チェーン上の各企業の報告日と企業の一般目的財務報告書の日付の間に発生した、（企業自身の温室効果ガス排出に関連する）重大な（significant）事象及び状況（circumstances）の変化による影響（effects）を開示する。

地球温暖化係数の数値を用いたCO_2相当の温室効果ガスの集約

B20　第29項(a)は、企業が、CO_2相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示することを要求している。企業は、当該要求事項を満たすために、7種類の温室効果ガスをCO_2相当量に集約しなければならない。

B21　企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために直接測定を用いる場合、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を用いて、7種類の温室効果ガスをCO_2相当量に変換することが要求される。

B22　企業が企業自身の温室効果ガス排出を見積るために排出係数を用いる場合、企業は、企業自身

© IFRS Foundation

の温室効果ガス排出を測定する基礎として、企業の活動を最も表現する排出係数を使用しなければならない（B29項参照）。これらの排出係数により、構成するガスが既にCO_2相当量に変換されている場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用して、排出係数を再計算することは要求されない。しかし、企業がCO_2相当量に変換されていない排出係数を用いる場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用しなければならない。

温室効果ガスプロトコル

B23　第29項(a)(ii)は、企業に対し、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って測定した、企業自身の温室効果ガス排出を開示することを要求している。誤解を避けるために記すと、企業は、本基準の要求事項に反しない範囲においてのみ、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」における要求事項を適用しなければならない。例えば、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」において、企業は企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を開示することは要求されないものの、第29項(a)に従い、企業は「スコープ3」の温室効果ガス排出を開示することが要求される。

B24　企業は、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求していない限り、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」を用いることが要求される。企業が法域の当局又は当該企業が上場している取引所によって企業自身の温室効果ガス排出を測定するために異なる方法を用いることが要求される場合、当該法域又は取引所の要求事項が企業に適用される限りにおいて、企業は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」を用いるのではなく、当該方法を用いることが容認される。

B25　状況によっては、企業が、当該企業の特定の部分に関する温室効果ガス排出又は企業の温室効果ガス排出の一部（例えば、「スコープ1」及び「スコープ2」の温室効果ガス排出のみ）について開示を行うことについて、当該企業が事業を営む法域の要求事項の対象となる場合がある。そのような状況において、当該法域の要求事項によって、企業全体としての、企業の「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出を開示することを求める本基準を適用することが企業に免除されるわけではない。

測定アプローチ、インプット及び仮定

B26　第29項(a)(iii)は、企業に対し、企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定を開示することを要求している。当該要求事項の一部として、企業は次に関する情報を含めなければならない。

(a)　「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って、企業が使用する測定アプローチ（B27項参照）

(b)　企業が「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」を用いない場合に適用する方法及び企業が使用する測定アプローチ（B28項参照）

(c)　企業が使用する排出係数（B29項参照）

© IFRS Foundation

「温室効果ガスプロトコル」に示される測定アプローチ

B27　「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」は、温室効果ガス排出を測定するにあたり企業が使用する場合がある、さまざまな測定アプローチを含む。第29項(a)(iii)に従って情報を開示するにあたり、企業は、使用する測定アプローチについての情報を開示することが要求される。例えば、企業が「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って測定した企業自身の温室効果ガス排出を開示する場合、企業は、持分割合アプローチ又は支配アプローチを使用することが求められる。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 企業の温室効果ガス排出を決定するために使用するアプローチ（例えば、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」における持分割合アプローチ又は支配アプローチ）

(b) 測定アプローチを企業が選択した理由及びそのアプローチがどのように第27項の開示目的と関連しているか

他の方法及び測定アプローチ

B28　企業が第29項(a)(ii)、B24項からB25項又はC4項(a)を適用して、別の方法に従って測定した企業自身の温室効果ガス排出を開示する場合、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 企業が、企業自身の温室効果ガス排出を決定するために使用する、適用される方法及び測定アプローチ

(b) 方法及び測定アプローチを企業が選択した理由及びそのアプローチがどのように第27項の開示目的と関連しているか

排出係数

B29　企業の測定アプローチ、インプット及び仮定の開示の一部として、企業自身の温室効果ガス排出を測定するにあたりどの排出係数を使用しているかについて、一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。本基準は、企業が、企業自身の温室効果ガス排出の測定において使用することが要求される排出係数を特定していない。その代わり、本基準は、企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するにあたり、企業の活動を最も表現する排出係数を使用することを要求している。

「スコープ2」の温室効果ガス排出

B30　第29項(a)(v)は、企業に対し、企業自身のロケーション基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすような、企業が締結する契約証書に関する情報がある場合には、当該情報を提供することを要求している。誤解を避けるために記すと、企業は、企業自身のロケーション基準アプローチを用いた「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示することが要求されるとともに、契約証書に関する情報を、これらが存在し、かつ、これらに関する情報が企業の「スコープ2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらす場合においてのみ提供すること

© IFRS Foundation

が要求される。

B31　契約証書とは、エネルギー生成に関する属性と一体となったエネルギーの売買、又は分離されたエネルギー属性の訴求権（分離されたエネルギー属性の訴求権は、温室効果ガス属性の契約証書とは区分され、かつ、それぞれに識別される（distinct）エネルギーの売買に関連する。）に関する、企業と第三者の間のあらゆる種類の契約である。異なる市場においてさまざまな種類の契約証書が利用可能であり、企業は、その開示の一部として、マーケット基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出についての情報を開示する場合がある。

「スコープ3」の温室効果ガス排出

B32　第29項(a)(vi)に従い、企業は、企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出についての情報を、一般目的財務報告書の利用者がこれらの排出源を理解できるように開示しなければならない。企業は、企業のバリュー・チェーン全体（上流及び下流）を考慮し、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記載されている15個すべての「スコープ3」の温室効果ガス排出のカテゴリーを考慮しなければならない。企業は、第29項(a)(vi)に従い、「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示において、これらのカテゴリーのうちどれが含められているかについて開示しなければならない。

B33　誤解を避けるために記すと、企業が温室効果ガス排出を測定するために使用する方法にかかわらず、企業は、第29項(a)(vi)(1)に記述されている、企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリーを開示することが要求される。

B34　企業は、IFRS S1号B11項に従い、重大な（significant）事象が発生した場合、又は状況に重大な（significant）変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて影響を受ける（affected）すべての気候関連のリスク及び機会を再評価しなければならず、これには企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定において、「スコープ3」のどのカテゴリー、及びバリュー・チェーンを通じてどの企業を含めるかについての再評価が含まれる。重大な（significant）事象又は状況の重大な（significant）変化は、企業がその事象若しくは状況の変化に関与していなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要である（important）と評価する内容の変化の結果（result）として発生することがある。例えば、重大な（significant）事象又は状況の重大な（significant）変化には、次のものが含まれる場合がある。

(a)　企業のバリュー・チェーンにおける重大な（significant）変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、サプライヤーの温室効果ガス排出を著しく（significantly）変える（alters）ような変更を行うこと）

(b)　企業のビジネス・モデル、活動又は企業構成の重大な（significant）変化（例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収）

(c)　気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーの重大な（significant）変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった（not anticipated）排出規制の導入の影響を受ける（affected）こと）

B35　企業は、バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク又は機会の範囲を、IFRS S1号B11項で要求されているよりも頻繁に再評価することが容認されるが、要求されない。

© IFRS Foundation

B36　IFRS S1号B6項(b)に従い、その幅広さ及び構成を含むバリュー・チェーンの範囲を決定するために、企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。

B37　資産運用、商業銀行及び保険に関連する金融活動の1つ以上に関与する企業は、企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示の一部として、それらの活動に関連するファイナンスド・エミッションについての追加的な情報を開示しなければならない（B58項からB63項参照）。

「スコープ3」の測定フレームワーク

B38　企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定は、直接測定のみならず、見積りの使用を含む可能性が高い。「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定にあたり、企業は、その測定の忠実な表現となる測定アプローチ、インプット及び仮定を使用しなければならない。B40項からB54項に記載されている測定フレームワークは、企業が企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示を作成するためのガイダンスを提供するものである。

B39　企業は、「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ、インプット及び仮定を選択するにあたり、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求される。

B40　企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定は、さまざまなインプットに依存する。本基準は、企業が「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定に使用することが要求されるインプットを特定していないものの、次の事項の特定のための特性（順不同）を使用して、インプット及び仮定を優先順位付けすることを要求している。

(a)　直接測定に基づくデータ（B43項からB45項参照）

(b)　企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ（B46項からB49項参照）

(c)　バリュー・チェーンの活動及びその温室効果ガス排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ（B50項からB52項参照）

(d)　検証されたデータ（B53項からB54項参照）

B41　企業は、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合（B24項からB25項参照）であっても、C4項(a)に記載されている経過的な救済措置を使用する場合であっても、インプット及び仮定を優先順位付けするために「スコープ3」の測定フレームワークを適用することが要求される。

B42　企業による測定アプローチ、インプット及び仮定の優先順位付け並びに企業による関連するトレードオフの考慮（B40項における特性に基づく）には、経営者による判断の適用が要求される。例えば、企業が、適時のデータと、バリュー・チェーンの活動及びその排出の法域並びにこれらに用いられる技術をより表現するデータとの間のトレードオフを考慮することが必要な場合がある。より直近の（more recent）データは、バリュー・チェーンにおいて使用された技術及びその活動の場所を含む当該特定の活動についての詳細をそれほど提供しない場合がある。一方で、頻繁には公表されない古いデータは、当該特定の活動及びその温室効果ガス排出をより表現するものであるとみなされる場合がある。

© IFRS Foundation

直接測定に基づくデータ

B43　「スコープ3」の温室効果ガス排出を定量化するために、直接測定と見積りの2つの方法が使用される。企業は、他のすべての条件が同じであれば、これらの2つの方法のうち、直接測定を優先しなければならない。

B44　「直接測定」は、温室効果ガス排出を直接モニタリングすることをいい、理論的には、最も正確な証拠を提供する。しかし、「スコープ3」の温室効果ガス排出の直接測定には課題があるため、「スコープ3」の温室効果ガス排出データは見積りを含むことが見込まれる。

B45　「スコープ3」の温室効果ガス排出の見積りは、仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算を伴う。企業が見積りを使用して「スコープ3」の温室効果ガス排出を測定する場合、次の2種類のインプットを使用する可能性が高い。

(a) 温室効果ガス排出をもたらす企業の活動を表現するデータ（活動データ）。例えば、企業は、バリュー・チェーン内の製品の輸送を表現するために、移動距離を活動データとして使用する場合がある。

(b) 活動データを温室効果ガス排出に変換する排出係数。例えば、企業は、排出係数を使用して、移動距離（活動データ）を温室効果ガス排出データに変換する。

企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ

B46　企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定は、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手されたデータ（1次データ）、企業のバリュー・チェーン内の活動から直接入手されないデータ（2次データ）、又はこれらの組み合わせに基づくことになる。

B47　企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定にあたり、1次データは、2次データに比べ、企業のバリュー・チェーンの活動及び温室効果ガス排出をより表現する可能性が高い。したがって、企業は、他のすべての条件が同じであれば、1次データの使用を優先しなければならない。

B48　「スコープ3」の温室効果ガス排出の1次データには、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動に関連する、サプライヤー又はバリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータを含む。例えば、1次データは、検針、公共料金の請求書又は企業のバリュー・チェーン内の特定の活動を表現する他の活動から得られる場合がある。1次データは、内部から収集される場合（例えば、企業自身の記録を通じて）も、サプライヤー及び他のバリュー・チェーンのパートナーといった外部から収集される場合（例えば、購入された製品又はサービスに関するサプライヤー固有の排出係数）もある。企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータは、企業の特定のバリュー・チェーンの活動のより正確な表現を提供するものであるため、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定においてより良い基礎を提供することになる。

B49　「スコープ3」の温室効果ガス排出の2次データは、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手されないデータである。2次データは、第三者のデータ・プロバイダーから供給されることが多く、産業平均データ（例えば、公開されたデータベース、政府統計、文献調査及び産業団体からのもの）を含む。2次データは、活動又は排出係数を概算するために使用されるデータを含む。さらに、2次データは、別の活動の温室効果ガス排出を見積るために使用される、特定の活動からの1次データ（代替データ）を含む。企業が、企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を見積るために2次データを使用する場合、データが企業の活動をどの程度忠実に

© IFRS Foundation

表現するかについて考慮しなければならない。

バリュー・チェーンの活動及びその温室効果ガス排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ

B50　企業が2次データを使用する場合、データが表現することを意図しているバリュー・チェーンの活動に用いられる技術に基づく、又はこれを表現する、活動又は排出データの使用を優先しなければならない。例えば、企業はその活動から1次データ（例えば、従業員が移動時に使用した、特定の航空機モデル、移動距離及び搭乗クラス）を入手したうえで、当該1次データを航空移動による温室効果ガス排出の見積りに変換するために、これらの活動から生じる温室効果ガス排出を表現する2次データを使用する場合がある。

B51　企業が2次データを使用する場合、活動が行われた法域に基づく、又はこれを表現する活動若しくは排出データを優先しなければならない。例えば、企業は、企業が事業を営む法域又は当該活動が行われた法域に関連する排出係数を優先しなければならない。

B52　企業が2次データを使用する場合、適時で、報告期間における企業のバリュー・チェーンの活動を表現する活動又は排出データを優先しなければならない。一部の法域では、また、一定の技術については、2次データが年次で収集されるため、当該データは企業の現在の実務を表現するものとなる可能性が高い。しかし、2次データの一部は、企業自身の報告期間とは異なる報告期間に収集された情報に依存する。

検証されたデータ

B53　企業は、検証された「スコープ3」の温室効果ガス排出データを優先しなければならない。検証によって、一般目的財務報告書の利用者に、情報が完全で、中立的で、正確であるという自信を与えることができる。

B54　検証されたデータは、内部又は外部で検証されたデータを含む場合がある。検証は、現場での確認、計算のレビュー又は他の情報源とのデータの照合を含む、いくつかの方法で行われることがある。しかし、場合によっては、企業は、過大なコストや労力をかけずに企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を検証することができないことがある。例えば、データ量が多いため、あるいは報告企業から多くの階層を隔てたバリュー・チェーン上の各企業（すなわち、報告企業が直接やり取りをしない各企業）からデータを入手するために、検証されたデータの完全なセットを入手できない場合がある。そのような場合において、企業は、検証されていないデータを使用することが必要となる場合がある。

「スコープ3」の温室効果ガス排出のインプットの開示

B55　企業は、第29項(a)(iii)に従い、企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定に使用した測定アプローチ、インプット及び仮定についての情報を開示しなければならない。この開示には、B40項に記載されている、データのインプットの特性についての情報を含めなければならない。この開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者に、企業が、利用可能なデータのうち最も質の高いもの（すなわち、バリュー・チェーンの活動及びその「スコープ3」の温室効果ガス排出を忠実に表現するもの）をどのように優先順位付けしているかについての情報を提供することである。また、この開示は、一般目的財務報告書の利用者が、企業が企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を見積るために使用した測定アプローチ、インプット及び仮定がなぜ

© IFRS Foundation

関連性があるかについて理解することに役立つ。

B56 第29項(a)(iii)における要求事項の一部として、また、企業がB40項からB54項に示した測定フレームワークに基づき、「スコープ3」のデータをどのように優先順位付けしているかを反映するために、企業は、一般目的財務報告書の利用者が次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

(a) 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプットを使用して、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出が測定される程度

(b) 検証されたインプットを使用して、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出が測定される程度

B57 本基準は、「スコープ3」の温室効果ガス排出について、2次データ及び産業平均を使用して、信頼性をもって見積ることができるという前提を含んでいる。企業が、企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると決定する稀な場合、企業はどのように企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出を管理しているかについて開示しなければならない。企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合、その要求事項の適用は実務上不可能である。

ファイナンスド・エミッション

B58 金融活動に参加する企業は、それらの活動に伴う温室効果ガス排出に関連するリスク及び機会に直面する。温室効果ガス排出の多い相手方、借手又は投資先は、技術的変化、供給及び需要のシフト並びに政策変更に関連するリスクの影響を受けやすく（susceptible）、その結果、これらの企業に金融サービスを提供する金融機関に影響を与える（affect）場合がある。これらのリスク及び機会は、信用リスク、市場リスク、レピュテーション・リスク並びにその他の財務及び事務リスクといった形で発生することがある。例えば、信用リスクは、これまで以上に厳しくなる炭素税、燃費規制又はその他の政策の影響を受ける（affected）顧客への融資に関連して発生する場合があり、信用リスクは、技術シフトによって発生する場合がある。レピュテーション・リスクは、化石燃料プロジェクトへの融資から発生する場合がある。商業銀行、投資銀行、資産運用会社及び保険会社を含む金融活動に参加する企業は、企業自身のファイナンスド・エミッションの測定によって、そのようなリスクをこれまで以上にモニタリングし、管理するようになっている。この測定は、企業の気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する指標（indicator）、並びに企業が企業自身の金融活動を時間の経過とともにどのように適応させる必要がある場合があるかについての指標（indicator）として機能する。

B59 第29項(a)(i)(3)は、企業に対し、上流及び下流の排出を含め、報告期間中に企業が生成した「スコープ3」の温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示することを要求している。次の金融活動の1つ以上に参加する企業は、「カテゴリー15」の排出又は「ファイナンスド・エミッション」としても知られる企業の投資に関連するそれらの排出についての追加的で具体的な情報を開示することが要求される。

(a) 資産運用（B61項参照）

(b) 商業銀行（B62項参照）

© IFRS Foundation

(c) 保険（B63項参照）

B60 企業は、企業自身のファイナンスド・エミッションについての情報を開示するにあたり、第29項(a)に従い、温室効果ガス排出の開示についての要求事項を適用しなければならない。

資産運用

B61 資産運用活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量（absolute gross）

(b) B61項(a)で分解された項目のそれぞれに関連するファイナンスド・エミッションの開示に含まれる運用資産残高（AUM）の総額（企業の財務諸表の表示通貨で表す。）

(c) ファイナンスド・エミッションの計算に含まれる企業のAUM総額の割合。当該割合が100%未満の場合、企業は、除外したことについて説明する情報（資産の種類及び関連するAUMの金額を含む。）を開示しなければならない。

(d) ファイナンスド・エミッションを計算するために用いた方法（投資の規模に関連して企業の排出のシェアを帰属させるために企業が用いた配分方法を含む。）

商業銀行

B62 商業銀行活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 各産業について、資産クラス別に、「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量（absolute gross）。ただし、次のとおりとする。

(i) 産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」（GICS）の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。

(ii) 資産クラス — 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。

(b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。ただし、次のとおりとする。

(i) 資金提供された金額 — 「IFRS会計基準」又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額（該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額）として計算しなければならない。

(ii) 未実行のローン・コミットメント — 企業は、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

(c) ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合。企

© IFRS Foundation

業は、次のことを行わなければならない。

(i) ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合が100%未満の場合、除外された資産の種類を含め、除外したことについて説明する情報を開示する。

(ii) 資金提供された金額については、該当ある場合、リスク緩和のすべての影響（impacts）をグロス・エクスポージャーから除外する。

(iii) ファイナンスド・エミッションの計算に含めた未実行のローン・コミットメントの割合を区別して開示する。

(d) 企業が企業自身のファイナンスド・エミッションを計算するために用いた方法（企業のグロス・エクスポージャーの規模に関連して企業自身の排出のシェアを帰属させるために企業が用いた配分方法を含む。）

保険

B63 保険産業に関連する金融活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 各産業について、資産クラス別に「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量（absolute gross）。ただし、次のとおりとする。

(i) 産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準（GICS）」の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。

(ii) 資産クラス — 開示には、融資、債券及び株式投資並びに未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。

(b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。ただし、次のとおりとする。

(i) 資金提供された金額 — 「IFRS会計基準」又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額（該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額）として計算しなければならない。

(ii) 未実行のローン・コミットメント — 企業は、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

(c) ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合。企業は、次のことを行わなければならない。

(i) ファイナンスド・エミッションの計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合が100%未満の場合、除外された資産の種類を含め、除外したことについて説明する情報を開示する。

© IFRS Foundation

(ii) ファイナンスド・エミッションの計算に含めた未実行のローン・コミットメントの割合を区別して開示する。

(d) 企業が企業自身のファイナンスド・エミッションを計算するために用いた方法（企業のグロス・エクスポージャーの規模に関連して企業自身の排出のシェアを帰属させるために企業が用いた配分方法を含む。）

産業横断的指標カテゴリー（第29項(b)から(g)）

B64 企業の温室効果ガス排出についての情報に加え、企業は第29項(b)から(g)に示される産業横断的指標カテゴリーに関連する情報を開示することが要求される。

B65 企業は、第29項(b)から(g)の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、次のようにしなければならない。

(a) 第10項に従い記載されている、気候関連のリスク及び機会による影響（effects）が発生すると合理的に見込み得る時間軸を考慮する。

(b) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているかを考慮する（例えば、地域、施設又は資産の種類）（第13項参照）。

(c) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）に関連して、第16項(a)から(b)に従って開示される情報を考慮する。

(d) 第32項に記載されている産業別の指標（適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」で定義されているもの又はIFRS S1号の要求事項を満たすものを含む。）が、要求事項の全部又は一部を満たすために用いることができるかどうかを考慮する。

(e) IFRS S1号第21項(b)(ii)に従い、第29項(b)から(g)の要求事項を満たすために開示される情報と関連する財務諸表において開示される情報のつながりを考慮する。これらのつながりには、用いたデータ及び仮定の整合性（可能な限り）並びに第29項(b)から(g)に従い開示される数値と財務諸表において認識及び開示される金額の関連付けを含む。例えば、企業は、使用されている資産の帳簿価額が財務諸表に含まれる金額と整合するかどうかを考慮し、これらの開示における情報と財務諸表における金額のつながりについて説明することになる。

気候関連の目標（targets）（第33項から第37項）

気候関連の目標（target）の特性

B66 第33項は、企業に対し、企業自身が設定した定量的又は定性的な気候関連の目標（targets）及び法令により満たすことが要求されている目標（targets）（温室効果ガス排出目標（targets）を含む。）を開示することを要求している。これらの気候関連の目標（targets）を開示するにあたり、企業は、第33項(a)から(h)に記載されている、これらの目標（targets）の特性についての情報を開示することが要求される。企業は、気候関連の目標（target）が定量的である場合、当該目標（target）が絶対量目標（absolute target）か、原単位目標（intensity target）かについて記述することが要求される。絶対量目標（absolute target）は、測定値（measure）の総量又

© IFRS Foundation

は測定値（measure）の総量の変化と定義され、原単位目標（intensity target）は、ビジネス指標に対する測定値（measure）の比率、又はビジネス指標に対する測定値（measure）の比率の変化と定義される。

B67　気候関連の目標（target）を定めるため及び進捗を測定するために用いる指標を識別及び開示するにあたり、企業は産業横断的指標及び産業別の指標を考慮しなければならない。企業は、目標（target）に向けた進捗を測定するために企業自身で指標を作成した場合、IFRS S1号第50項に従い、その指標についての情報を開示しなければならない。

温室効果ガス排出目標（targets）

グロス及びネット温室効果ガス排出目標（targets）

B68　企業が温室効果ガス排出目標（target）を有する場合、企業は、その目標（target）がグロス温室効果ガス排出目標（target）か、又はネット温室効果ガス排出目標（target）かを特定することが要求される。グロス温室効果ガス排出目標（targets）は、企業のバリュー・チェーン内で計画されている温室効果ガス排出の総変化を反映する。ネット温室効果ガス排出目標（targets）は、企業が目標とする（targeted）グロス温室効果ガス排出（gross greenhouse gas emissions）から、計画されているオフセットの取組み（例えば、温室効果ガス排出をオフセットするための、企業によるカーボン・クレジットの計画された使用）を差し引いたものである。

B69　第36項(c)は、企業がネット温室効果ガス排出目標（target）を有する場合、グロス温室効果ガス排出目標（target）についても開示が要求されることを定めている。誤解を避けるために記すと、企業がネット温室効果ガス排出目標（target）を開示する場合、この目標（target）によって、企業自身のグロス温室効果ガス排出目標（targets）についての情報が不明瞭にされてはならない。

カーボン・クレジット

B70　第36項(e)は、企業が設定したあらゆるネット温室効果ガス排出目標（targets）、又は法令によって満たすことが要求されるネット温室効果ガス排出目標（targets）を達成するために、排出をオフセットするためのカーボン・クレジット（譲渡可能又は取引可能な証書）の計画された使用について記述することを企業に要求している。カーボン・クレジットの計画された使用についてのいかなる情報も、ネット温室効果ガス排出目標（targets）を達成するためにカーボン・クレジットにどの程度依拠するかについて明確に説明しなければならない。

B71　第36項(e)に従い、企業は、カーボン・クレジットの計画された使用のみを開示することが要求される。しかし、その情報が一般目的財務報告書の利用者に企業の温室効果ガス排出目標（target）を理解できるようにするものであれば、企業は、この開示の一部として、企業自身のネット温室効果ガス排出目標（target）を満たすために用いることを計画している、既に購入済みのカーボン・クレジットについての情報を含める場合がある。

© IFRS Foundation

付録C

発効日及び経過措置

この付録は、IFRS S2号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

発効日

C1　企業は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間より本基準を適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本基準を早期に適用する場合、その旨を開示し、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」を同時に適用しなければならない。

C2　C3項からC5項を適用するにあたり、適用開始日は企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の期首となる。

経過措置

C3　企業は、適用開始日より前のいかなる期間についても、本基準において定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業は本基準を適用する最初の年次報告期間において、比較情報の開示は要求されない。

C4　企業が本基準を適用する最初の年次報告期間において、企業は、次の救済措置の1つ又は両方を用いることが容認される。

(a) 本基準の適用開始日の直前の年次報告期間において、企業が「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」以外の温室効果ガス排出の測定方法を用いていた場合、企業は当該測定方法を引き続き用いることが容認される。

(b) 企業は、「スコープ3」の温室効果ガス排出（企業が資産運用、商業銀行又は保険の活動に参加している場合の、ファイナンスド・エミッション（第29項(a)(vi)(2)及びB58項からB63項参照）についての追加的な情報を含む。第29項(a)参照）を開示することは要求されない。

C5　企業がC4項(a)又はC4項(b)の救済措置を用いる場合、企業は、その後の報告期間における比較情報として当該情報を表示するうえで、当該救済措置を引き続き用いることが容認される。

© IFRS Foundation

ISSBによるIFRS S2号「気候関連開示」（2023年6月公表）の承認

IFRS S2号「気候関連開示」は、国際サステナビリティ基準審議会の14名のメンバーすべてにより公表が承認された。

エマニュエル・ファベール	議長
ジンドン・ファ	副議長
スザンヌ・ロイド	副議長
リチャード・バーカー	
ジェニー・ボフィンガー=シュスター	
ベリティ・チェガー	
ジェフリー・ヘイルズ	
マイケル・ジャンツィ	
小森　博司	
ビン・レン	
ンディディ・ンノリ=エドジエン	
タエ=ヤン・パイク	
ベロニカ・ポンチェバ	
エリザベス・シーガー	

IFRS Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **sustainability_licensing@ifrs.org**

ifrs.org

International Financial Reporting Standards®, IFRS Foundation®,
IFRS®, IAS®, IFRIC®, SIC®, IASB®, ISSB™, IFRS for SMEs®